

議事の運営について

本ワーキンググループの議事の運営については、以下のとおりとする。

1. 議事は公開とし、一般傍聴を認める。ただし、特別の事情がある場合は、座長の判断で非公開とすることができることとする。
2. 会議の配布資料及び議事録は、原則として公開とする。また、議事要旨は、速やかに経済産業省のホームページを通じて公表する。ただし、特別の事情がある場合は、座長の判断で配布資料、議事録又は議事要旨の一部又は全部を非公開とすることができることとする。

※非公開とすべき情報の例

- ・ 公開することにより、一般電気事業者以外の第三者の正当な利益を害するおそれがある情報
- ・ 公開することにより、一般電気事業者の業務遂行が困難になる情報又は供給コストが増加するおそれがある情報
- ・ その他公開することにより、法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、並びに本ワーキンググループにおける率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがある情報として座長が認めるもの